

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称： 全世界持続的な泥炭地管理及び保全協力に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））

調達管理番号：20a00459

- 第1章 入札の手続き
 - 第2章 特記仕様書
 - 第3章 技術提案書作成要領
 - 第4章 経費積算に係る留意事項
 - 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
 - 第6章 契約書（案）
- 別添様式集

注）本案件の技術提案書の提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。
詳細については「第1 7.入札書・技術提案書の提出」をご確認ください。

2020年9月30日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

第1章 入札の手続き

1. 公示

公示日 2020年9月30日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界持続的な泥炭地管理及び保全協力に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、入札書において、消費税を加算して応札金額を提示してください。
- (4) 契約期間（予定）：：2020年12月から2022年2月
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。
なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後12ヶ月以降): 契約金額の8%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者:【小峰 雪代 komine.yukiyo@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 森林・自然環境グループ自然環境第一チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

a) 競争開始日(入札書の提出期限日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(入札会での落札宣言日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

c) 契約相手確定日(入札会での落札宣言日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。**結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。**

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：2020年10月9日（金）正午まで
- 2) 提出先：上記4. 窓口
- 3) 提出方法：電子メール

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

(2) 質問への回答

上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年10月15日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の

内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

7. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：2020年10月23日12時

(2) 提出方法：

技術提案書・入札書（押印付）とも、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：技術提案書／入札書

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年11月10日（火）までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年11月11日（水）午前までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、当機構にて責任をもって削除します。

9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：2020年11月12日（木）10時～

- (2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。
詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

- (3) 競争参加者の出席

競争参加者の出席を求めますが、競争参加者が入札に参加しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取扱います。

- (4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、再入札を実施します。1回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。(詳細については、12.入札会手順等(1)6)を参照)

- (5) その他

入札会后、落札した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

10. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税込)をもって行います。

- (2) 入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

- (3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

- (4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

- (5) 入札保証金は免除します。

- (6) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 記名押印を欠く入札

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 4) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 6) 明らかに連合によると認められる入札
- 7) 同一競争参加者による複数の入札
- 8) 条件が付されている入札
- 9) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

- (1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1.2. 入札会手順等

(1) 入札会の手順

1) 技術点の発表

競争参加者各社の技術評価点を発表します。

2) 開札及び入札書の内容確認

既に提出されている入札書電子データのパスワードを e-koji@jica.go.jp へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

3) 入札金額の発表

各競争参加者の入札金額を読み上げます。

4) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

5) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

6) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書（PDF）とパスワード（別送）を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス： e-koji@jica.go.jp

2回目以降の札の送付に際しても、1 回目と同じ入札書の様式（別添様式集参照）を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

7) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、e-koji@jica.go.jp へ送付してください。

金			辞			退			円
---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 3. 契約書作成及び締結

(1) 落札者から、入札金額内訳書 (「別添様式集」参照) の提出をいただきます。

(2) 「第6 契約書 (案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6章 契約書 (案)」参照) については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応札者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

16. その他

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

(4) 不採用の技術提案書の扱い

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) 技術評価にかかる説明

技術提案書の評価内容については、評価結果の通知日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 (e-propo@jica.go.jp) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は最大で30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

1. 調査の背景・目的

地球全体で深刻な課題となっている気候変動問題に関して、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）において、森林等の温室効果ガス（GHG）吸収源の保全強化の重要性とともに、森林減少・劣化からの排出を削減するための仕組みが議論されてきている。また、2018年10月にアラブ首長国連邦・ドバイにて開催されたラムサール条約第13回締約国会議では泥炭地由来の温室効果ガスの削減や沿岸地域の生態系の管理・保全が気候変動対策（緩和・適応）、防災・減災、生物多様性保全の上で極めて重要であり、早急な対応が必要との認識がされている。泥炭地は地球表面の面積の僅か3%¹を占めるにすぎないが、少なくとも世界中の森林が貯蔵する地上バイオマス炭素貯蔵の2倍近くの炭素が固定されていると推計されている。一方で、これまでに泥炭の約15%が既に水が抜かれた結果、炭素貯蔵が放出され、これら泥炭地由来の二酸化炭素排出量は人間活動由来の排出量の5%に相当すると言われ²、泥炭地由来の温室効果ガスの排出削減の対策が喫緊の課題となっている。

最も熱帯泥炭地が多いと推定されている³、インドネシア、コンゴ民主共和国／コンゴ共和国、ペルーには、特に人為起源の開発によって脅威にさらされている熱帯泥炭地が広大な面積に存在し、膨大な量の炭素が蓄積している。特にインドネシアは、巨大な炭素貯蔵庫と呼ばれる熱帯泥炭地の最大の保有国であり、世界全体の泥炭地の約36%⁴をも保有しているといわれる（1,493～2,700万ha/約570億t-CO₂eqとも予測される⁵）。しかしながら、20世紀末の大規模なプランテーション開発のための水路掘削と熱帯泥炭林の伐採の結果、火災や微生物分解による大気中への炭素放出が急速に進んでおり、特に泥炭地火災は消火が困難であるため、長期間の延焼に伴う大量の二酸化炭素排出が危惧されている。他方で、泥炭地由来の温室効果ガス放出の適正な評価

¹ Joosten, H. (2009): The Global Peatland CO₂ Picture. Peatland status and emissions in all countries of the World. Wetlands International, Ede. 10 p.

² IPCC. (2014) Climate Change 2014: Mitigation of Climate Change. Contribution of Working Group III to the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change.

³ FAO. 2020. Peatlands mapping and monitoring – Recommendations and technical overview. Rome. <https://doi.org/10.4060/ca8200en>

⁴ Warren, M., Hergoualc’h, K., Kauffman, J.B., Murdiyarso, D. & Kolka, R. 2017. An appraisal of Indonesia’s immense peat carbon stock using national peatland maps: uncertainties and potential losses from conversion. Carbon balance and management, 12(1): 12-12.

⁵ Page S, Rieley J, Banks C. Global and regional importance of the tropical peatland carbon pool. Glob Change Biol. 2011;17(2):798-818.

方法論は確立されていなく、また、地球全体の泥炭分布量やその炭素含有量は未だ正確に把握されていない。このため、UNFCCCに提出された森林参照排出レベル／森林参照レベル(FREL/FRL)の40か国の内(2019年時点)、泥炭由来のGHG排出量を報告しているのは2か国(インドネシア、マレーシア)に限られている。かかる状況から、国際社会では世界泥炭地イニシアティブ(GPI: Global Peatland Initiative)が泥炭地保全による温室効果ガスの排出削減を目的として、2016年11月、COP22に先立って開催された地球ランドスケープフォーラムで立ち上げられ、地球全体の泥炭分布域を把握するための泥炭マッピングが推進され始めている。

JICAは2009年12月からは4年4か月にわたり、科学技術協力(SATREPS)「インドネシア国泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト」を実施し、泥炭地管理手法の構築に向け、現場での測定やリモートセンシング、シミュレーションモデル等を活用した基礎データを蓄積し、その結果、北海道大学と京都大学と共に、土壌水分量から地下水位が推定され、それを基盤とする火災検知システムと炭素評価モデルが作られた(以下、地下水位推定モデル)⁶。今後、適正な泥炭の管理・評価に向け、これらを活用した泥炭地からの炭素排出量評価モデルの確立及びプログラム開発、さらには国際標準化が必要である。また、こうしたJICAがインドネシアで推進してきた泥炭地保全手法及び泥炭評価手法にかかる成果を他の熱帯泥炭地へ普及してゆくために、関係アクターの動向、熱帯泥炭地保有国の政策や措置、自然環境、社会環境等に係る基礎情報を収集し、今後の泥炭地保全に係る協力方針の検討が求められている。

ペルーにおいては2016年より現在実施している「森林保全及びREDD+メカニズム能力強化プロジェクト」において、植生を生かした浸水林マッピング手法を提唱しており、ウカヤリ州・サンマルティン州の一部において現地調査も行っている。

このような状況から、今後の新規技術協力を見据え、国際的に重要な熱帯泥炭地を主な対象とし、泥炭の地下水位推定モデルのプログラム開発を行い重要な熱帯泥炭地の泥炭地マッピングを作成するとともに、泥炭地保全及びモニタリング・評価手法にかかる主要国の政策及び関係アクター動向等について基礎情報収集を行い、我が国による今後の泥炭地協力に関する協力ポテンシャルの検討を行う調査が計画された。

2. 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

泥炭に係る援助方針を検討するため、泥炭地保全・管理の効果が潜在的に高いものの、泥炭地の評価モデル及び適切な保全・管理に関する情報収集が十分ではないと思われるインドネシア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーの4か国を対象とし、泥炭協力案件の形成に向けた基礎情報を収集・分析することを目的とする。具体的には、以下の調査を行う。

- 1) 対象国の泥炭マッピングを作成する。なお、インドネシアにおいては、高精度の土壌水分マップを開発し、それをベースとした地下水位推定モデル、温室効果ガス放出量評価モデル及び泥炭火災・強度予想マップのプログラムを開発する。
- 2) 対象国における泥炭地保全及び持続的管理にかかる現状の把握と課題の抽出等を行い、泥炭地保全に関する効果的な事業形態を検討し、我が国による今後

⁶ IJ-REDD+ project, 2016. Guidebook for estimating carbon emissions from tropical peatlands in Indonesia

の泥炭地協力に関する支援可能性の検討を目的とする。

(2) 対象地域

1) 調査対象国

最も熱帯泥炭量が多いとされる、下記4か国を対象に、情報収集調査を行う。
インドネシア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルー

2) 現地調査対象国

現地調査の対象国は主にインドネシアとし、コンゴ民主共和国／コンゴ共和国においても基礎的情報収集のための現地調査を行う。尚、新型コロナウイルスの影響を顧み、本情報収集・確認調査は、主に国内作業で実施し、現地調査は2回を想定する。

なお、現段階では現地への渡航は2回を想定していますが、業務履行期間中に現地への更なる渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、発注者と受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。

(3) 主な相手国関係機関

本業務は先方政府の要請に基づいておらず、JICAが独自に基礎情報の収集を目的として実施するものであるが、各国において泥炭地協力事業に取り組む環境、気候変動対策、森林分野を扱う関連省庁、学術・研究機関、並びに事業形成対象候補地域における地方政府関係機関を調査対象機関として調査を行う。

(4) 調査の範囲

コンサルタントは「(1) 調査の目的」を達成するために、「3. 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「4. 調査の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて、「5. 報告書等」に示された報告書を作成し、JICAに対して説明・協議の上、提出するものとする。

3. 調査実施上の留意事項

(1) 本調査の基本方針

1) 革新的な技術開発を視野に入れた協力事業の検討

本調査対象国では、気候変動による降水パターンの変動（水循環系の異常）と生態系の変動（炭素循環系の異常）が顕著に発生している。気候変動対策の重要性が認識される一方で、泥炭地にかかる対策に必要な情報は十分に整備されておらず、広域、高精度で計測やモニタリングを行う技術も十分に開発されていない。一方で、国際的な研究事業や国際ドナー等による気候変動対策事業は豊富にあり、関連の情報も多く蓄積されている。しかし気候変動対策事業の内、特に泥炭地調査研究については情報蓄積や研究成果が関係機関間で共有されておらず、統合した情報管理システムと多種多様な機関間の連携と協力が必要である。

本調査においては、我が国を始めとする先進的な科学技術を駆使し、特にインドネシアにおいて多種多様な情報と技術を統合し、活用していく革新的な事業を念頭において協力事業の可能性を情報収集する。

具体的には、JICAが北海道大学と京都大学と共同で実施してきた「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」において、地下水位及び二酸化炭素の放

出量に相関関係があることがわかり、革新的な高精度の土壌水分マップを基盤とする地下水位推定モデルが提唱された。本調査で、このモデルのプログラムの素案が開発され、さらには同モデルの他の熱帯泥炭地保有国への展開方針及び国際的なネットワークとの協働可能性についての分析・提案が期待されている。

2) 作業監理のための外部有識者との意見交換

泥炭地を対象とした気候変動対策については、日本国内に多くの知見と最新の技術があり、これら最先端の知見や技術の活用が期待されている。従い、本業務の実施にあたり、発注者が外部の有識者で構成される「国内支援委員会」を設置し、本業務を専門的な知見から支援する場とする。受注者は、本業務の進捗を「国内支援委員会」に報告し、有識者との意見交換を行い、得られた知見や情報を業務に反映する。

尚、国内支援委員会への報告会は、5回程度の開催を想定する。具体的には、本調査の内容の検討、インセプション・レポート検討、インテリム・レポート検討、進捗報告会、ファイナル・レポート検討を想定する。いずれも麹町の JICA 本部もしくはオンラインでの会議開催報告とする。委員会の開催が困難である場合は、各レポート案に対する事前コメントによる助言を伺うこととする⁷。

3) 現地の関係機関への十分な説明と情報共有について

本調査は関係国政府の公式要請に基づいておらず、発注者が独自に基礎情報の収集を目的として実施するものである。ついては、本調査においては、各機関と調査内容に関する情報交換を十分に行い、各国における気候変動対策、森林保全、生物多様性保全等を扱う関連省庁、学術・研究機関、並びに案件形成対象候補地域における地方政府関係機関を調査対象機関として調査を行う。その結果を踏まえて、協力ニーズの絞り込みや今後の協力の方向性の検討作業を進めることとする。特に外部資金活用については、気候変動条約交渉窓口担当省庁及び財務省等の意思判断が必要とされる場合もあるため、関係各国の体制を確認の上、適切な関係省庁・研究機関へのヒアリングを実施する。

4) 多種多様な資金動員の可能性の検討

本調査では多種多様な資金動員の可能性を検討する。特に、緑の気候基金 (GCF) 資金の活用については、優先度を高く検討する。しかしながら、GCF 資金も潤沢にあるわけではないので、GCF 以外の資金確保も視野にいれ業務を行う。公的機関以外の資金として民間セクターによる資金 (ESG 投資や CSR 等)、国際金融機関、他ドナーが拠出する基金等の活用も含め、多種多様な資金を動員した事業形成を目指した調査を行う。さらに、他ドナーや他組織が行う国際的な事業との多様な連携による相乗効果も考慮した事業形成を行う。

(2) 調査対象国における関連分野の支援状況及び本調査における留意事項

1) インドネシア

JICA は 2009 年 12 月から 4 年 4 か月にわたり、北海道大学を国内協力機関とする科学技術協力 (SATREPS) 「インドネシア国泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト」を実施し、泥炭森林管理手法の構築に向け、成果毎に現場での測定やリモー

⁷ 外部有識者委員への謝金支払いは JICA が行うため、見積りへの計上は不要です。

トセンシング、シミュレーションモデル等を活用した基礎データを蓄積し、火災検知システムと炭素評価モデルを作られた（地下水位推定モデル）。2016年5月からは、インドネシア国「森林・泥炭地火災に係る情報収集・確認調査」を実施し、同国環境林業省や関係省庁、州/県政府、他ドナー、民間セクター等を訪問し、森林・泥炭地火災対策及び泥炭地回復関連の情報収集と分析を行った。

2020年度からは、「森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」が実施される予定である。また、2020年度中には「インドネシア-JICA 気候変動 LULUCF セクター緩和プロジェクト」の詳細計画策定調査が実施され、適切な案件形成及び2021年度以降の実施を目指している。

本調査の成果は、上記形成中の二つの新規技術協力事業において有効活用され、相乗効果が生まれることが期待されている。本調査においては、前述の2案件の長期専門家の活動との相乗効果が生まれるよう、同専門家から情報収集を行うと共に、先方政府関係者との意見交換の調整を図る。本調査で開発が期待される地下水位推定モデルをベースとした温室効果ガス放出量モデルのプログラムは、両案件において長期専門家がインドネシア政府と協議の上、社会実装展開がなされることを目指している。さらには、同案においては、本調査で開発されるプログラムを活用して、泥炭火災頻度・強度予想モデルが確立され、泥炭火災の早期対応への貢献を図る。また、既存の資料や関係者からの情報を最大限活用すると同時に、収集・整備された情報・データをもとに、候補地域における事業の妥当性に関し先方政府関係者と意見交換し、活動上での懸念点があれば、具体的な懸念事項と対応策案も取りまとめる。

尚、本調査のインドネシア側の主な協力機関は、高精度の土壤水分マップを基盤とするプログラム開発においては LIPI (科学院生物科学研究センター) を想定する。また、今後の社会実装段階においては環境林業省及び泥炭回復庁との協力が求められ、今後の協力ポテンシャルの確認に向けた情報収集を行う。

2) コンゴ民主共和国、コンゴ共和国⁸

コンゴ盆地には熱帯泥炭の全炭素蓄積の約3割が賦存するとされ、なかでもコンゴ河を挟んでコンゴ民主共和国とコンゴ共和国に存在する泥炭地は世界最大の連続した熱帯泥炭地域 (Continuous Peatland Complex) と言われている。この泥炭地には3つのラムサール湿地⁹が含まれ、合計1,292百万haに至る世界最大級のラムサール湿地帯が広がっている¹⁰。泥炭地の深さは3mに至り、CO₂換算で最低でも300億t-CO₂eqと予測されている。泥炭地は現在までアクセスも限られたことから、十分な水量を保持し自然に近い状態が保たれているが、近年は1) コンゴ盆地の降雨量の変化や、2) 高い人口増加率等を背景とした泥炭地近傍での農業活動の増加、などが見られており、特にコンゴ盆地南側 (クウィル州、マイ・ドンベ州周辺域) のサバンナ帯での焼き畑農業がその北に広がる泥炭地に接触するリスクは増大していると報告されている

⁸ コンゴ民主共和国/コンゴ共和国渡航に関し、本指示書作成時点で、日本の一般旅券の場合両国ともに査証が必要とされているが、最新の情報は渡航前に各国在外公館へ改めて確認すること。

⁹ Ngiri-Tumba-Maidombe (コンゴ民、657百万ha)、Grands affluents (コンゴ共、591百万ha)、Lac Télé/Likouala-aux herbes (コンゴ共、44万ha) の3つのラムサール湿地。

¹⁰ 2017年6月にコンゴ民主共和国/コンゴ共和国の両政府よりラムサール条約に対してこれら3つの湿地のTransboundary Ramsar Site (TRS) 申請され、ラムサール条約によりTRS登録された。

(WWF、2019)。このような中、コンゴ盆地の泥炭地の現状を明らかにし、保全の方向性を示すことは喫緊の課題となっている。

JICA は 2018 年 10 月よりコンゴ民主共和国へ「森林・気候変動対策政策アドバイザー」を派遣開始し、同専門家の活動の一環として、コンゴ民主共和国で初めてとなる泥炭地保全ワークショップを 2019 年 7 月に開催した（コンゴ共和国からも参加）。また、そこで築かれたネットワークを活用し、2019 年 11 月の UNFCCC COP25 の JICA、FAO 等で共催したサイドイベント「Avoiding loss of high-carbon soils through peatland mapping and monitoring for climate action」にて、コンゴ民キサンガニ大学の Prof. Corneille Ewango の参加を得て、コンゴ盆地泥炭に関する情報発信を行った。

本調査においては、コンゴ盆地（コンゴ民主共和国、コンゴ共和国の 2 か国）の泥炭地のマッピングや基礎的情報の収集を行い、関係アクター（政府機関、学術研究機関、他ドナー、NGO 等）への聞き取りを通じたステークホルダー分析・課題の抽出を行い、その後の協力ポテンシャルの確認に向けた情報整理を行うものである。尚、本調査においては、前述の「森林・気候変動対策政策アドバイザー」の活動との相乗効果が生まれるよう、同専門家から情報収集を行うと共に、先方政府関係者との意見交換の調整を図る。

3) ペルー

ペルーの熱帯林は世界最大の熱帯林を有するアマゾン川流域に属し、アマゾン熱帯林の中ではブラジルに次ぐ第二位の面積を誇る。また、ペルーの熱帯性泥炭林は、インドネシア、コンゴ盆地について世界で三番目に広い面積と言われている。大規模な泥炭地開発計画は未だ計画されてはいないものの、昨今の気候変動対策と泥炭地に関する国際議論の高まりを受け、ペルー政府も泥炭地保全の重要性を認識しつつある。しかしながら、温室効果ガスの貯蔵量や放出量はもとより、泥炭林の分布についても未だ正確には把握できていない現状にある。

JICA では 2016 年 3 月より「森林保全及び REDD+メカニズム能力強化プロジェクト」を実施しており、衛星リモートセンシング技術を用い、泥炭林のマッピング方法論の開発も支援している。試行版の泥炭林マップをもとに、2018 年 8 月、2019 年 12 月にウカヤリ州とサンマルティン州の一部で現地調査を行ったところ、マッピング手法の検証だけでなく、泥炭のサンプル収集を通じて、泥炭自体の分布と一部深さについても把握することができた。また手法については、コンゴ民と同様に 2019 年 12 月の UNFCCC COP25 において環境省副大臣が発表を行い、プロジェクトを通じて得られたマッピング技術（泥炭地特有の植生を活用したマッピング手法）について紹介した。

本調査においては、地下水位推定モデルのプログラム開発時には、上記プロジェクトで開発した植生を生かしたマッピング手法に関する情報の収集も行い、両手法の相違点を分析する。両手法の技術的相違点や必要となる運用体制等を分析することによって、今後の泥炭協力ポテンシャル検討のための情報収集・整理を行う。なお、今後のペルーの泥炭に資する案件形成や現案件との連携の可能性の観点から、可能な限りペルー部分に関する情報収集はインテリム・レポートまでに集中して行い、左記レポートに記載すること。またその際には、前述の JICA プロジェクトとの連携を図り効率的に調査を進めることが期待される。

(3) リモートセンシングの技術的妥当性の確保

本業務では、国際議論の動向なども踏まえた高いレベルの技術的妥当性等を確保する必要があることから、発注者と密接に連絡・相談しつつ、適用する衛星画像や技術について検討するものとする。尚、SAR衛星画像については、JICAが調達する予定であるが、JICAと受注者で密に相談して必要な画像を確定していくこととする¹¹。

(4) 現地調査の回数について

現段階では現地への渡航は2回を想定していますが、業務履行期間中に現地への更なる渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、発注者と受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。

(5) JICA 関連案件との協力について

調査期間中には対象4か国において、連携可能性の高い技術協力事業が実施予定である（(2) 調査対象国における関連分野の支援状況及び本調査における留意事項 参照）。今後の泥炭地協力の支援検討及び情報収集のため各案件の専門家と意見交換を行うほか、専門家主体の主要な協議に参加の上、収集・分析した情報やとりまとめた提言をまとめること。

(6) 業務履行の確認プロセス

本業務は、今後のJICAの泥炭に係る協力ポテンシャル検討のために、受注者が情報収集・分析を行い、報告書を取りまとめることを目的としていることから、業務履行に当たっては、十分発注者と協議すること。JICAと受注者とで進捗確認する必要があります。

なお、協議頻度は、月2回を目途とする。また特に以下の段階においては、必ず発注者及び国内支援委員と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- ・業務計画書の検討
- ・インセプション・レポートの検討
- ・インテリム・レポートの検討
- ・進捗報告会
- ・ファイナル・レポートの検討

(7) 今後の協力の可能性に関する提言について

本業務では、泥炭協力に関する外部資金（GCF等）を活用した広域事業の枠組み案を取り纏めることが期待されている。検討にあたっては、調査対象国で実施済・中のJICA事業がある場合は、その案件との相乗効果の発現も念頭に置きつつ、現地の状況、各国の政策の方向性に沿った提案を行うこと。想定される事業の枠組み検討には、以下の項目を含むこととする。

- ・複数の事業形成対象候補地域

¹¹ 本調査を遂行するために必要となるSAR衛星画像について、必要な仕様、偏波モード、シーン数等についてプロポーザルにて提案すること。

- ・対象地域の選定理由
- ・想定される事業コンポーネント（他ドナーが事業を実施している場合、それらとのデマケーションや連携の可能性についても記載）
- ・留意事項（セーフガード等の観点から、事業実施上で留意すべき事項等）

（8）JICA からの出張者への協力

泥炭地協力分野の支援検討のため JICA 本部から出張者が派遣される場合は、主要な協議に参加の上、収集・分析した情報やとりまとめた提言をもとに出張者への協力を行う。

4. 調査の内容

上記「3. 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、「4. 調査の内容」の業務を行う¹²。

（1）調査の概要

本調査は、熱帯泥炭量の多いインドネシア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーにおける泥炭地管理・保全にかかる自然環境情報、社会経済情報、関連政策、保全活動、モニタリング・評価手法等の情報収集を行うことによって、持続的な泥炭地管理と保全にかかる現状と課題、ニーズ等分析を行う。これを基に持続的な泥炭地管理及び保全に関する JICA の国際的な取り組み方針に関する具体化と提言を行う。具体的には、主に以下の4つの業務により構成される。

1) インドネシアにおいて、高精度の土壌水分マッピングを開発する。

既往の科学技術協力（SATREPS）で北海道大学と京都大学等の日本の研究者と共同で開発された地下水位推定モデルを泥炭地からの温室効果ガス排出量算定手法の基礎とし、衛星画像の水利と地理情報に関する情報を用いて、熱帯泥炭地の基礎・基盤情報になる土壌（泥炭）表面土壌の高精度マッピングを行う。さらに、開発された高精度土壌水分マッピングをベースとした、以下の技術確立を含むプログラム開発を行う。

- （ア）地下水位リアルタイムモニタリングマップ（泥炭地下水位モデル）（マップ）
- （イ）温室効果ガス（二酸化炭素／メタン）放出量評価モデル（マップ）
- （ウ）泥炭火災・強度予想モデル（マップ）
- （エ）土壌水分等を基盤とした泥炭地のマッピング（境界確定モデル）

開発された高精度土壌水分マッピングを基盤とした地下水位推定モデルによる温室効果ガス放出量モデル及び泥炭火災・強度予想モデルのプログラムは、インドネシアにおいて現地簡易検証及び調整を行う。現地検証先は、インドネシア科学院（LIPI）を想定するが、調査の中で他に的確なプログラム現地検証先が推奨された場合には提案を行うこと。

¹² より効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、プロポーザルにて提案すること。

2) 対象国の泥炭地マッピングを作成する。(対象：3ヶ国)

Sentinel2 や LANDSAT 等の光学衛星画像解析を主体とした泥炭地マッピング(泥炭地ボーダリング)を対象3か国(コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルー)において作成する¹³。

3) 対象国における持続的な泥炭地管理及び保全にかかる実態、課題及びニーズの情報収集、協力ポテンシャルの分析及び協力方針の検討。(対象：4ヶ国)

泥炭地の保全・回復と持続可能な利用に係る、国際的な動向・関連条約、対象国における関連政策、自然環境情報、社会環境情報、気候変動への影響及び貢献、温室効果ガス放出量推定方法論(二酸化炭素及びメタン)の検討状況、関係アクター／各国の支援状況等について情報収集・分析を行い、泥炭地保全・持続的な管理に向けた課題・教訓及びニーズを抽出し、将来的な協力ポテンシャルの検討を行う。

4) 調査の成果等の国際及び国内社会に向けた情報発信。

本調査の成果について、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)(2021年11月、開催：英国・グラスゴー)に出席し、JICAが泥炭地マッピング及び地下水位推定モデルのプログラム開発、及び本調査全体の成果を世界に向けて発信する、泥炭に係るサイドイベント等にてプレゼンテーションを行う。現地調査は8日程度を想定する。また、COP26以外にも国内及び国際社会に向けて広く発信を図り、本調査成果の効果的な推進に寄与する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況を顧み、現時点ではCOP26における情報発信を想定するが、追加的に、効果的な国際社会発信の場が想定され、かつ渡航安全が確認された場合には、現地渡航の追加について発注者と受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。

■ 調査の詳細内容及び調査工程

(1) 第1次国内調査 (※調査対象国：対象4か国)

1) 業務計画の作成(対象国の現状・課題の把握と調査の方向性の検討)

(ア) 業務実施計画書及びインセプション・レポートの作成

業務実施計画書(日・英)及びインセプション・レポート(英)を作成する。同内容について「国内支援委員会」において発表を行い、委員との意見交換から得られた知見や情報を反映する。

(イ) 基本情報収集・分析

泥炭協力に関する関連資金、泥炭協力関連政策・準備・実施状況、MRV¹⁴関連情報に関し、既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な現地調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を

¹³ PALSAR2等の合成開口レーダー(SAR)の使用が必要な場合には、必要な仕様、偏波モード、シーン数等について技術提案書にて提案すること。

¹⁴ MRV：温室効果ガス排出量の定量的な測定・報告・検証(Measurement, Reporting and Verification)

考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

(ウ) 第1次現地調査における調査対象国の対処方針策定

国内作業の分析・検討結果を踏まえ、第1次調査における調査対象各国に対する調査方針・計画を策定する。同方針・計画策定にあたっては、JICA と十分に協議し、本業務の内容と作業工程を確認する。

2) 収集した情報の整理及び業務計画の支援委員会での説明

(ア) 上記で収集した情報を整理する。

(イ) 整理した結果と本調査の業務実施計画書及び第一次現地調査に向けた調査対処方針を、発注者が主催する「国内支援委員会」で説明を行う。その上で、国内支援委員会委員と意見交換を行い、得られた知見や情報を整理する。

(ウ) 国内支援委員からの助言を反映した業務実施計画書及び第一次現地調査の調査対象方針を作成する。

3) 各国に関する泥炭の管理・保全に関する現状・課題及びニーズの収集・分析
泥炭の管理・保全に関し、以下の基礎情報の収集を行う。

(ア) 自然環境に係る基礎情報の収集

- 地図情報（地形図、土地利用図、植生図、森林分布図、土壌分布図、水資源図、湖沼・湿地分布図、泥炭分布図等）
- 気象情報（降水量、気温等）

(イ) 社会環境に係る基礎情報の収集

人口、人口動態、産業構造、土地利用状況、利用エネルギー等

(ウ) 泥炭の管理・保全に係る行政機関・研究機関の基礎情報の収集

- 行政機関・研究機関の抽出
- 組織体制（人員等）

(エ) 泥炭の管理・保全に係る国際的・域内・国内の政策・措置等に係る基礎情報収集

- 泥炭の国際的な方針・枠組み（泥炭に関連する国際的な政策・イニシアティブ等の概要）
- 各国の政策及び国内法、措置の概要
- 関連国際条約の概要及び関連性

(オ) 過去・実施中の泥炭管理・気候変動対策事業に係る情報収集

- 政府による事業概要（公共事業、公的研究機関による研究事業等）
- 国際協力による事業（ODA/JICA 事業、研究事業、国際的ネットワーク事業、ドナーの事業等）
- 民間企業・NGO 等による事業
- 日本国内での研究・関連事業

(カ) 泥炭の管理・保全上の課題に係る情報収集

泥炭の管理・保全を行う上での政策、技術、組織体制、財政、社会面での課題の抽出

- 4) 熱帯全域における泥炭地マッピングの作成（インドネシア以外の3か国対象）
Sentinel2 や LANDSAT 等の光学センサー及び PALSAR2 等の合成開口レーダー（SAR）を活用した泥炭地マッピング（泥炭地ボーダリング）を対象3か国において作成する。
- 5) 高精度土壌水分マッピングをベースとしたプログラム開発（インドネシア対象）
衛星画像の水利と地理情報に関する情報を用いて（NCAR 全球土壌水分モデル及び PALSAR-2（解像度 10m 含）データを重ね合わせたモデルによって計算）し、熱帯泥炭地の基礎・基盤情報になる高精度の土壌水分マッピングを行う（10m メッシュ目途）。この高精度土壌水分マッピングをプラットフォームとして、地下水位分布マップを作る。また、作成された1) 地下水位推定モデルを基に、2) 温室効果ガス放出量分布マップ（CO₂ と CH₄）を作成し、1) 泥炭地地下水位モデルと光学センサーによる植生・運河密度図等を基に、3) 泥炭地火災予測図（頻度・強度）を作成する。更に1) 泥炭地地下水位モデルと植生分布図等を基に、泥炭地境界線と泥炭深度を推定する泥炭地のボーダリング（境界域）を行うこと。

上記モデリングによって、泥炭に関する基礎・基盤情報を確立し、それに基づく各種モデルを開発・発展することから、国際標準を目指す基礎的なプログラム開発を目指すものである。同プログラムの開発及び検証のために、国内再委託を行う¹⁵。開発するモデルは、以下の通り。

- 高精度の土壌水分マッピング
- 地下水位分布マップ（地下水位推定モデル）
- 温室効果ガス放出量推定モデル（二酸化炭素とメタン）
- 泥炭地火災の頻度・強度推計モデル
- 泥炭地のボーダリング（境界域）推計モデル（泥炭地マッピング）

プログラム開発の対象地は、インドネシア西カリマンタン、中央カリマンタン、リアウ州とする¹⁶。

（2）第1次現地調査（※調査対象国：インドネシア）

第一次国内調査の結果を活用し、インドネシアにおいて以下の作業を行う。

1) JICA インドネシア事務所への説明

業務計画書を基に JICA インドネシア事務所に説明・協議の上、方針、実施方法及びスケジュールについて確認を行う。

2) インセプション・レポートの作成・説明

インセプション・レポートの調査方針、調査計画、便宜供与の依頼事項について各国関連機関に説明する。

3) 追加情報の収集・分析

¹⁵ 本件に係る国内再委託費を定額2,900万円（税抜）として、別見積りに計上すること。

¹⁶ SAR画像はJICAから提供を行うが、必要な仕様（対象エリア、解像度、処理レベル、頻度及び時期、偏波モード等）及びシーン数について技術提案書にて提案すること。

泥炭地の管理及び保全に係る先方政府の方針、実施・管理体制、他外部資金の活用実績・動向等を確認する。第一次国内調査2)で情報収集しきれなかった情報について、追加で現地において情報収集を行う。

4) 他ドナー等による泥炭の保全・管理支援にかかる情報収集

他ドナーに対するヒアリングを通じて、泥炭地保全・管理にかかる他ドナーの事業や今後の活動方針、あるいは実施中の事業で得られた教訓について情報収集を行う。想定する他ドナーは世界泥炭地イニシアティブ (GPI)、国連食糧農業機関 (FAO)、国際林業研究センター (CIFOR)、国連環境計画 (UNEP)、ノルウェー国際気候・森林イニシアティブ (NICFI)、ドイツ国際協力公社 (GIZ)、マレーシア Environment Centre (GEC) 等。我が国による泥炭地保全協力検討にあたって、他ドナーの事業状況及び課題を分析し、各機関との連携方針案について検討する¹⁷。

5) 先方政府の泥炭の管理・保全事業にかかる実施体制、能力の課題分析

泥炭の管理・保全事業を実施する上での先方政府実施体制及び能力に係る課題を抽出し、事業形成対象候補地域における事業実施にあたっての対応策を検討する。

6) 協力ポテンシャル分析

(ア) 重点対象地域の選定

泥炭に係る気候変動対策(緩和・適応)を行う上でポテンシャルの大きい地域を提案する。選定にあたっては、以下の点を考慮し、提案に至った過程を明記する。

- 温室効果ガス削減見込量
- 地域・当該国の政策上の整合性
- 革新的な技術の利用可能性
- 共同で事業実施可能な体制(組織、人材、予算等)

(イ) 協力事業要素の特定

気候変動対策(緩和・適応)を行う上で必要な事業要素を特定する。具体的には、泥炭地域の一体的な管理・保全のための(i)計測・評価モデル、(ii)モニタリングシステム、(iii)エネルギー(特に、バイオマスエネルギー)・自然資本政策、(iv)土地利用計画(泥炭地における農業・水気耕栽培)、について現状と課題を踏まえる。上記高精度土壌マッピングをベースとしたプログラムの実証調査4)及5)の調査結果及び課題を活かした協力ポテンシャルを検討する。

7) 外部資金を活用した協力ポテンシャルのための情報収集

(ア) 外部資金(GCF等)を活用した事業案の提案のための情報収集

上記6)協力ポテンシャル分析を踏まえ、外部資金(GCF等)を活用した事業案の検討のための情報収集を行う。事業案には事業対象地域、地域の現状と課題を整理する。外部資金(GCF等)を活用した広域事業の可能性について、対象国の政府方針にも留意して先方政府関係者から情報収集を行い、同対象地域における泥炭地協力可能性を分析する。

(イ) 技術協力、民間連携(ESG投資含む)、他の外部資金動員、既存の国際イニシ

¹⁷ 対象とするドナーについて、他に想定される場合には提案書にて提案すること。

アティブ等との連携のニーズや可能性について、検討・提案する。

- (ウ) 事業実施を通じて期待されるインパクトの整理（事業の成果発現によって期待されるパラダイムシフトを含む）を行う。
- (エ) 事業実施におけるリスク要因の整理、及びその他留意事項の整理を行う。
- (オ) 検討された泥炭地協力の将来事業詳細案について、関連ステークホルダーの意向及び方針の情報収集・分析を行う。

(3) 第2次国内調査

1) 第1次現地調査結果の報告

第1次国内調査及び現地調査の結果をインテリム・レポート(案)に取りまとめ、JICA 地球環境部に対し説明し、内容の了承を得る。

2) 第1次現地調査結果の報告及び第2次現地調査の調査方針・計画の決定

第1次国内調査及び現地調査の結果を発注者が主催する「国内支援委員会」で説明を行う。その上で、技術委員会委員と意見交換を行い、得られた知見や情報を整理し、第2次現地調査方針・計画を作成し、JICA と協議の上決定する。また、衛星画像の利用方針に関しては、JAXA にも説明を行い、技術的助言をもらう。

(4) 第2次現地調査（※調査対象国：インドネシア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国）

■ コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

第一次国内調査の結果を活用し、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国において現地調査を行う。具体的な調査項目は、インドネシアにおける第一次現地調査の調査項目1)～7)の活動をコンゴ民／コンゴ共において行う。続いて、以下の活動を行う。

1) 政策提言に向けた調査等

これまでの調査結果から導かれる情報収集の成果を現地調査対象2か国の政府関係者に報告する。報告内容に対する先方政府の意向を確認し、将来的な協力ポテンシャルを分析する。

2) 中央レベルの成果発表会の開催

本調査の結果を共有する半日程度の成果発表会のセミナーを企画・準備・実施開催する。参加者30～50名程度を想定し、中央政府機関、州政府機関、泥炭関係の研究機関、JICA 関係者、本分野に関心のある官民からの代表者等を想定する。コンゴ民／コンゴ共の調査を終えたところで、最後にキンシャサにて1回開催を想定¹⁸。

■ インドネシア

3) 高精度土壌水分マッピングをベースとした地下水位推定モデルプログラム開発の現地検証

(ア) プログラムの現地簡易検証及び調整

¹⁸ 新型コロナウイルス感染拡大等による影響も踏まえて、現地国内セミナーの目的を達成するためのより良い方法や工夫があれば、プロポーザルにて提案すること。

再委託先機関とともに、開発された高精度土壌水分マッピングをベースとしたプログラム開発（地下水位推定モデル、温室効果ガス放出量モデル、泥炭火災危険度予想マップ）のプログラムの現地簡易検証及び調整を行う。第一次国内調査で開発されたプログラムを、ボゴールにあるインドネシア科学院（LIPI）に簡易導入し現地検証を行う（調査の中で、他に的確なプログラム現地検証先が推奨された場合には提案を行う）。

（イ） プログラムの社会実装に向けた実施体制の検討

高精度土壌水分マッピングをベースにしたプログラム開発の将来的な社会実装に向けて、インドネシア国内の連携体制及び連携内容を検討するための調査を行う。インドネシア国内の関連機関は、環境林業省、泥炭回復庁、LIPI、LAPAN（国立航空宇宙研究所）、技術評価応用庁（BPPT）、州政府機関等が想定されるが、調査の中で他に的確な連携すべき機関が推奨された場合には提案を行う。

4) 中央レベルの成果発表会の開催

本調査の成果及び調査結果を報告する半日程度の成果発表会のセミナー企画・準備・実施開催する。参加者 30～50 名程度を想定し、中央政府機関、州政府機関、泥炭関係の研究機関、JICA 関係者、本分野に関心のある官民からの代表者等を想定する。ジャカルタもしくはボゴールにて 1 回開催を想定。

5) 今後のネットワーク形成及び政策提言に向けた協議

これまでの調査結果が導かれる政策提言を政府関係者に提案する。将来的な事業ポテンシャルを検証し、具体的な事業案として提示し、その内容の実現可能性や妥当性を協議する。

■ 英国等

6) 調査の結果・成果等の国際及び国内社会に向けた情報発信

本調査の成果及び活動内容について、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）（2021 年 11 月 1 日～12 日、開催：英国・グラスゴー）に出席し、泥炭に係るサイドイベントにてプレゼンテーションを行い、特に泥炭地マッピング及び地下水位推定モデルのプログラム開発、及び本調査全体の成果を世界に向けて発信する。海外調査は 2 名、8 日間程度を想定する。また、COP26 以外にもその他関連の会合、各種メディアを通じて国内及び国際社会に向けて広く発信を図り、本調査成果の効果的な推進に寄与する。

（5）第3次国内調査

1) 高精度土壌水分マップをベースとした地下水位推定モデルの日本国内の実施体制の検討

（ア） 現地調査で情報収集された、他ドナー関係者による泥炭地における泥炭マッピング手法及び温室効果ガス蓄積・放出量評価手法の MRV 方法論の整理・課題分析を行う。

（イ） 地下水位推定モデルの更なる展開のための日本国内の実施体制及び連携体制・内容の検討・提案を行う。

2) ファイナル・レポートの作成、提出

第2次現地調査の結果を踏まえ、ファイナル・レポート（案）（日・英）として取り纏め、JICA 地球環境部及び国内支援委員会へ説明し、JICA 及び国内支援委員からのコメントを踏まえて修正のうえ、最終版を提出する。ファイナル・レポートに関し、本邦関係者（JICA、JAXA、関係省庁等）に対して報告及び情報提供を行う。

4. 報告書等（成果品）

本調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りとする。なお、本契約における成果品は4) ファイナル・レポートとする（別紙の報告書目次案を参照）。

(1) 報告書等

1) 業務計画書

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内
記載事項：共通仕様書の規定に基づく
部数：和文3部、電子データ

2) インセプション・レポート

提出時期：調査開始時（2020年12月中旬から12月下旬を想定）
内容：業務計画書の翻訳版
部数：和文3部、英文3部、電子データ

3) インテリム・レポート

提出時期：第1次現地調査終了時を目処（2021年8月上旬を想定）
内容：1次調査結果を取りまとめたもの
部数：和文3部、英文3部、電子データ

4) ファイナル・レポート

提出時期：第2次国内作業時を目処（2022年2月中旬を想定）
部数：和文3部、英文3部、CD-R3枚¹⁹

ファイナル・レポートの巻頭には10ページ程度にまとめた要約を含めることとする。ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（ホチキス留め可）とする。報告書等の仕様、印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 成果品

受注者は、以下の成果品を作成・提出する。JICAへの提出に当たっては、業務完了報告書に添付して提出することとする。なお、成果品のインドネシアにおける現場検証の状況に応じて、提出の仕様及び方法に変更が生じた場合にはJICAと協議を行うこ

¹⁹ 成果品となるプログラム開発に関してはCD-Rでは容量不足が予測されるため、成果品の提出方法及び仕様についてはプロポーザルにて提案すること。

ととする。

- ア 高精度土壌水分マッピング
- イ 地下水位リ分布マップ（地下水位推定モデル）
- ウ 温室効果ガス（二酸化炭素／メタン）放出量分布マップ
- エ 泥炭予測マップ（火災・強度予想モデル）
- オ 土壌水分等を基盤とした泥炭地マッピング（ボーダリング）
- カ 光学衛星を主体とした泥炭地マッピング（ボーダリング）

尚、「ア」～「オ」はインドネシアを対象とし、「カ」はコンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルーを対象とする。

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、JICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

（4）収集資料等

ファイナル・レポートには、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式（JICA図書館の定型フォーム）を添付すること。なお、提出すべき収集資料・データについては、JICAと受注者で協議の上決定する。

別紙1 ファイナル・レポート目次案

別紙2 業務工程案

(別紙1)

ファイナル・レポート目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

I. 調査対象国の泥炭地管理・保全分野に係る現状の確認及び課題の特定

1. 泥炭地管理・保全分野に係る現状の確認
 - (1) 泥炭地に係る国際的な枠組み・関連国際条約及び関係アクター
 - (2) 国レベルの政策制度
 - (3) 中央政府機関の体制及び取り組み状況
 - (4) 州政府の体制及び取り組み状況
 - (5) 現場レベルの泥炭地管理・保全の取り組みの状況
2. 泥炭地の状況の確認
 - (1) 泥炭地の自然環境に係る基礎情報
 - (2) 泥炭地の社会環境に係る基礎情報
 - (3) 泥炭地の気候変動への影響及び貢献ポテンシャルに係る基礎情報
 - (4) 泥炭地由来の温室効果ガス排出削減量推定方法論の検討状況
 - (5) 泥炭地の管理に係る国内・域内の法制度・関連国際条約
3. 他ドナー・民間のこれまでの支援状況及び今後の支援方針
 - (1) 他ドナー・民間による泥炭地保全・管理支援事業の概要
 - (2) 他ドナー・民間の今後の支援方針
 - (3) 実施中の協力事業で得られた課題・教訓及びニーズ

II. 泥炭地マッピング（ボーダリング）

1. 熱帯泥炭地の泥炭地マッピング手法の情報整理
2. 本調査における熱帯泥炭地の泥炭地マッピング手法
 - (1) 高精度土壌水分マップを基盤とした泥炭地マッピング
 - (2) 光学衛星を主とした泥炭地マッピング
 - (3) 国際的な泥炭地マッピング手法との比較・検証
3. 泥炭地マッピングにおける課題・教訓及びニーズ

III. 高精度土壌水分マップを基盤とした地下水位推定モデルのプログラム開発及び検証

1. 高精度土壌水分マップ（土壌水分量による地下水位推計）
2. 地下水位推定モデル（マップ）
3. 地下水位推定モデルによる温室効果ガス（二酸化炭素）排出削減量推定モデルの開発及び検証
4. 地下水位推定モデルによる温室効果ガス（メタン）排出削減量推定モデルの開発及び検証
5. 地下水位推定モデルによる泥炭火災の頻度と強度予測モデルの開発及び検証
6. 地下水位推定モデルによる泥炭マッピング

7. 地下水位推定モデルの国際的な展開に係る残課題、今後の対応
8. 地下水位推定モデルの国家戦略・行動計画との関連性
9. 地下水位推定モデルの社会実装に向けた提言及び実施体制（案）

IV. 泥炭地管理・保全事業形成対象候補地域の特定及び事業ニーズの確認

1. 候補地選定プロセス及び理由
2. 候補地と国家戦略・行動計画との関連性
3. 候補地における諸条件及び候補事業
 - (1) 候補事業（案）及びポテンシャル分析
 - (2) 泥炭由来の温室効果ガス排出削減量推定方法論の検討状況
 - (3) 地下水位推定モデル適用にかかる留意点
4. 外部資金を活用した泥炭地管理・保全事業の方向性（案）
 - (1) 事業形成に当たっての基本的留意事項
 - (2) 事業の方向性（案）

V. 泥炭地管理・保全事業の協力量針（案）

1. 泥炭地モニタリングにかかる国際的な取り組み状況及び関係アクター
2. 国際及び国内社会に向けた情報発信
3. 泥炭地管理・保全に関する今後の協力量針に関する提言

以上

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 <u>類似業務：泥炭地管理・保全及びリモートセンシングに関する各種調査業務</u> (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	6 1～2	注 1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画／要員計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴	5／人	

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認して下さい。

2020年12月より本業務を開始し、2021年8月上旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後、2021年12月上旬までにドラフト・ファイナル・レポートを提出し、2022年2月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

また、本業務については、現段階では現地への渡航を第2 特記仕様書に記載

した想定しかしていませんが、業務履行期間中に現地への渡航回数の増が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、受注者に協議に応じて頂きます。その際の旅費等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)に基づき、発注者が負担します。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 約 23 人月 (M/M)

(内訳) 現地作業：約 10.5 人月 (現地渡航回数：延べ13回)

国内作業：約 12.5 人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ① 業務従事業務主任者／泥炭地政策 (2号)
- ② リモートセンシング／衛星データ活用 (3号)
- ③ MRV 方法論／気候変動緩和策 (3号)
- ④ 泥炭地管理・回復

(4) 業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／泥炭地政策】

- a) 類似業務経験の分野：泥炭地政策に関する各種類似業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

【業務主任者：リモートセンシング／衛星データ活用】

- a) 類似業務経験の分野：リモートセンシング／衛星データ活用に関する各種業務。なお、泥炭マッピングに関する各種業務経験を有することが望ましい。
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 MRV 方法論／気候変動緩和策】

- a) 類似業務経験の分野：MRV 方法論／気候変動緩和策に関する各種類似業務

b) 対象国又は同類似地域：評価対象外

c) 語学能力：評価対象外

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(5) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式はありません)を取り付け、技術提案書に添付してください。

(6) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(7) 現地・国内再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタン等)または日本国内の法人・コンサルタント・NGO等への再委託を認めます。

1) 高精度の土壌水分マッピングをベースとしたプログラム開発

インドネシアにおける高精度の土壌水分マッピングをベースとした地下水水位リアルタイムモニタリングマップ(泥炭地下水位モデル)(マップ)、温室効果ガス(二酸化炭素/メタン)放出量評価モデル(マップ)、泥炭火災・強度予想モデル(マップ)、土壌水分等を基盤とした泥炭地のマッピングを含むプログラム開発業務は、同プログラムコンテンツ内容が確定しておらず、再委託の正確な範囲等についてプロポーザルで提案することは困難であるため、国内再委託経費として、29,000千円(税抜)を別見積りに定額計上してください。同額には、外国旅費(インドネシアへの渡航費1回分(2名、30日間程度)、人件費、国内旅費、機材・ソフトウェア、車両関係費、通信費、現地備上費を含む。

本再委託内容は高度な技術力が求められ、技術提案の内容や提案者の能力等を評価することが必要であることから、提案内容の質に基づく観点を留意しつつ選定を行うこと。

なお、現地・国内再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(8) 衛星画像の調達

SAR 衛星画像については、JICA が調達する予定であるが、JJ-FAST（熱帯林早期警戒システム）の活用も検討し、JICA と受注者で密に相談して必要な画像を確定していくこととする。本調査を遂行するために必要となる SAR 衛星画像について、必要な仕様、偏波モード、シーン数等について技術提案書で提案すること。

(9) 相手国の便宜供与

本調査は、各国からの特別な便宜供与を想定していない。したがって実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められる。ただし、各 JICA 事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ事務所が関係諸機関との初回アポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

(10) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所、コンゴ民主共和国事務所の安全基準に従い、安全管理に関する十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、本特記仕様書の配布時点では新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査対象国においても入国・渡航制限措置や入国可能な場合であっても入国後の自己検疫等の措置が課される等、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっている。上記の調査工程は契約締結時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成することで構わない。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定する。

(11) 配布資料／閲覧資料等

- (1) 公開資料
 - ・インドネシア

- Guidebook for estimating carbon emissions from tropical peatlands in Indonesia (2016)
(https://www.jica.go.jp/project/english/indonesia/015/materials/c8h0vm0000c2fxdl-att/materials_01.pdf)
- インドネシア共和国 インドネシア国泥炭地回復緊急支援に係る委託業務 業務完了報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038287.html>)
- インドネシア国 日本インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクト (REDD+計画調査) 業務完了報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000033744.html>)
- インドネシア国 泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト終了時評価調査報告書(科学技術)
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12150850.pdf>)

(2) 配布資料

- ・ コンゴ民主共和国
- JICA 作成参考資料「コンゴ盆地の泥炭地基礎情報」
- ・ ペルー
- Technical Guide for Mapping Wetlands Forest of Aguajales in the Department of San Martin and Ucayali_Final Draft_200812
- Satellite Image Utilization for Tropical Peatland's Mapping in Central Karimatan Indonesia
- Peatlands of the Madre de Dios River of Peru
- High Diversity of Tropical Peatland Ecosystem Types

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照して下さい。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- 全世界における泥炭地マッピング及び泥炭地保全分野の現状と課題(特に

インドネシア)

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

特に、本業務では現地への渡航が少ないため、遠隔での情報収集等の方針等（オンラインによる面談、ローカルリソースの活用等）について、可能な限り具体的に記述してください。

3) 作業計画／要員計画

上記「(2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は機構（機構の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

➤ 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

➤ 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙：評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		14
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	10
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 	4
2. 業務の実施方針等		42
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	12
	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠隔での作業が必要となる業務について、具体的で、実現性が高く、効率・効果的な実施方針が提案されているか。 	10
(3) 作業計画・要員計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務実施基本方針に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。 ● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。 	4
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		44
(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者/泥炭地政策		22
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に 	10

	<p>準じて評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等を含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	3
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	3
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	4
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	2
（2）業務従事者の経験・能力： リモートセンシング／衛星データ活用		11
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	6
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等を含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	1
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	2
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	2
（3）業務従事者の経験・能力： MRV方法論／気候変動緩和策		11
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	9
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等を含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	2
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	0
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	0

第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html

1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

（1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします（別添様式1－2参照）。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
II. 直接経費	（1）旅費（航空賃）	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	① 旅費（日当・宿泊費） 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費（現地支出分） 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）
III. 消費税		消費税及び地方消費税

（2）報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日 30 日、国内業務は実働日 20 日で 1 人月として積算して下さい。

(3) 直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

(4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【インドネシア】

東京⇒ジャカルタ⇒東京（ガルーダ・インドネシア航空）

【コンゴ民主共和国／コンゴ共和国】

東京⇒パリ⇒キンシャサ（キンシャサ⇄ブラザビル間は渡河）⇒パリ⇒東京（エールフランス航空）

(5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(6) 通訳の備上

必要に応じて、インドネシア語、フランス語（コンゴ民主共和国、コンゴ共和国）の現地通訳の備上を認めますので、本見積りに含めてください。

3. 別見積りで計上する経費

以下の直接経費については、以下に示す定額を別見積りとして計上ください。当該定額が本見積りではなく、別見積りとして計上されていることを確認するため、定額計上ですが、別見積り書を作成、提出して下さい（その他、安全対策関連経費等、別見積りとして計上されるべき経費についても、併せて別見積りに計上してください。契約交渉の際に、協議の対象とします）。

なお、本定額別見積り金額については、契約業務完了に際しては、別見積りに該当する経費についても、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。旅費（航空賃）については、経理処理ガイドライン 8 ページに記載の航空券クラスを使用し、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。

以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

- 1) 国内再委託費（再委託費）： 29,000 千円
- 2) 旅費（航空賃）： 8,790 千円

<内訳：参考>

インドネシア（エコノミー） 180 千円 × 4 名 × 2 回 = 1,440 千円

コンゴ民主共和国（ビジネス）

1,450 千円 × 3 名 × 1 回 = 4,350 千円

英国（ビジネス想定） 1,500 千円 × 2 名 × 1 回 = 3,000 千円

第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html

1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 旅費（航空賃）	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認 注）ただし、現地業務人月に関係しない経費については、数量等の実績確認は行わない。
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

2. 請求金額確定の方法

(1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

旅費（航空賃）	個別の渡航に係る航空賃の実費を確認します。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月を確認します。現地の業務人月（人日）を確認し、契約書に記載された現地関連費の1人月（人日）あたりの単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月（人日）数量については、契約書に記載された現地業務人月（人日）を上限とします。
機材購入費	「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量を確認します。

	<p>契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のとおり の種類・数量の機材が購入されているか確認します。併 せて、契約終了時の機材の取扱い（現地事務所への返納又 は現地政府関係者への譲与等）を確認します。</p> <p>適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理す ることが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金額と します。</p>
--	---

2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

(2) 精算を要する金額の確定

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類（領収書等）に基づき実費精算することとなります。

なお、特記仕様書において、定額計上した直接経費の支出対象項目が十分明確になっていない場合は、精算対象支出が監督職員の確認を経たものであること（定額計上金額の支出対象としてよいこと）を確認するため、支出対象項目の内容について打合簿を作成し、証憑書類に添付して下さい。

3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

(1) 契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4) 要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

(2) 業務計画書等の提出

適用されます。

(3) 費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

(4) その他契約金額内訳に係る事項

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5) 旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

(5) 業務従事者の確定・交代

業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。

(6) 現地再委託契約

第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。

(7) 機材調達・管理

「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4) 調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

(8) 本邦研修受入れ

適用されません。

(9) 契約の変更

適用されます。

(10) 不可抗力

適用されます。

(11) 業務の完了

適用されます。ただし、「2) 継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限りです。

以上

第6章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称： ●●●国○○○○○○○○○○調査
- 2 業務地： インドネシア、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ペルー
- 3 履行期間： (西暦で記入) 年 月 日から
(西暦で記入) 年 月 日まで
- 4 契約金額： 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員： 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第一課（自然環境第一チーム）の課長
- (2) 分任監督職員： なし

（「契約金額の精算」条項の変更）

第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。

- (1) 直接経費のうち、現地関連費
現地関連費については、現地業務人月（人日）を確認し、月額（日額）単価を乗じて、現地関連費内訳額の範囲内で金額を確定する。この場合において、現地業務人月（人日）とは、現地業務に係る報酬の対象となる人月（人日）を意味する。
- (2) 直接経費のうち、国内関連費及び機材費
国内関連費及び機材購入費については、契約金額内訳の額をもって金額を確

定する。

(3) 報酬

契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

(4) 直接経費の例外

第1号及び第2号の規定にかかわらず、直接経費のうち、定額計上する以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。

- ・国内再委託費
- ・航空賃

2 前項の趣旨を踏まえ、約款第14条(契約金額の精算)及び約款第15条(支払)の規定を次の各号のとおり変更する。

(1) 約款第14条第2項中「契約金額精算報告書(以下「精算報告書」という。)」を「経費確定(精算)報告書(以下、「経費報告書」という。)」に変更する。

(2) 約款第14条第3項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。

(3) 約款第14条第4項から第6項を削除し、第4項として、「発注者は、第1項の経費報告書及び第2項の必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」を挿入する。

(4) 約款第15条第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除する。

(2) 第26条 契約金額精算報告書

本条を削除する。

(3) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

※(契約履行期間が12ヵ月を越え、)前金払の上限額に制限を設ける場合。

(前金払の上限額)

第〇条 本契約においては、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

(1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の●●%を上限とする。

(2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の〇〇%を上限とする。

※ 部分払を行う場合。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフト・ファイナル・レポートの作成
(中間成果品：ドラフト・ファイナル・レポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款（調査業務）」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I（共通仕様書）」に示す通りとします。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円 (内訳別表)
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
(1) 旅費(航空賃)	●●●, 000円
1) Cクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
2) Yクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
(2) 現地関連費	●●●, 000円
内訳:	●●●, 000円×○. ○人月
(3) 国内関連費	●●●, 000円 (一式)
(4) 機材費	●●●, 000円 (例: 定額計上)
(5) 再委託費	●●●, 000円 (一式)
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円 (10%)
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

➤ 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表：報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	業務人月	金額 (円)
合 計				

別添様式集

第 1 入札に関する様式

- 別添様式 1 - 1 入札書
- 別添様式 1 - 2 入札金額内訳書

第 2 技術提案書作成要領に関する様式

- 別添様式 2 - 1 技術提案書頭紙
- 別添様式 2 - 2 技術提案書表紙

(別添様式 1 - 1)

入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
 契約担当役 理事 殿

住所
 商号／名称
 代表者役職・氏名

印

印

案件名
 (一般競争入札(総合評価落札方式))
 調達管理番号：

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●00円を含む。)

* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

以 上

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式 1 - 2)

入札金額内訳書

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名

(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 現地関連費／旅費(日当・宿泊費)	円
(3) 現地関連費／一般業務費(現地支出分)	円
(4) 国内関連費／一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
合 計	円
消費税及び地方消費税の合計金額	円
総 計 (入札金額)	円

(別添様式 1 - 2)

I 報酬 円

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費 円(1) 旅費 (航空賃) 円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 2)

(2) 旅費 (日当・宿泊費) 円

担当業務	格付 (号)	滞在費				金額 (円)	
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		×	=		×	=	
小 計							

(3) 一般業務費 (現地支出分) 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 2)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 機材購入費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(6) 再委託費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(調達管理番号: XXX)
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

独立行政法人国際協力機構
○○○国 《案件名》
(調達管理番号：XXX)
技術提案書

年 月

<全省庁統一資格業者コード>
コンサルタント等の名称

担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
e-mail アドレス：
緊急連絡先：